十四　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九〇
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五三
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六九

別表第二道府県の項中「一一、三三〇」を「一二、一七〇」に、「一、一四八、〇〇〇」を「一、二一八、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、八三〇」を「二二、四一〇」に、「二、三七六、〇〇〇」を「二、五六二、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十一年度から」を「平成二十二年度から」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十二年度から」を「平成二十三年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年度	一兆五千八百億円
平成二十九年度	一兆七千三百八十億円
平成三十年度	一兆九千百十八億円
平成三十一年度	二兆千二十九億円
平成三十二年度	二兆三千百三十五億円
平成三十三年度	二兆五千四百四十五億円
平成三十四年度	二兆七千九百九十一億円
平成三十五年度	二兆九千八百三十六億円
平成三十六年度	三兆千七百七十億円
平成三十七年度	三兆三千七百九十一億円
平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

附則第九条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「第五号」を「第四号」に、「一兆円」を「一兆四千八百五十億円」に、「平成二十二年度に」を「平成二十三年度に」に改め、「に五千億円を加算した額」及び「平成二十三年度及び」を削り、「平成三十六年度まで」を「平成三十七年度まで」に、「平成三十七年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成三十八年度」に、「額とする」を「額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、同号の表中「平成二十二年度　八百六十六億円」を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円
平成三十年度	三千二百五十二億円
平成三十一年度	二千八百二十三億円
平成三十二年度	二千三百七十七億円
平成三十三年度	千九百十八億円
平成三十四年度	千四百六十三億円
平成三十五年度	千六億円
平成三十六年度	六百二億円
平成三十七年度	二百六十八億円

附則第九条第三号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二千四百八十二億九百五十万円」を「八百二十七億三千六百五十万円」に改め、同条第四号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成四十二年度」を「平成三十八年度」に、「九百八十三億八千二百五十万円」を「千八百十一億千九百万円」に改め、同条に次の一号を加える。

五　地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百八十三億八千二百五十万円

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成二十二年度」を「平成二十七年度」に改める。

第三十三条の五の二の見出し中「平成十九年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項中「平成十九年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度」に、「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に、「に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして」を「についての同項の規定に従つて」に改める。